

# 苫小牧港港湾計画書(案)

- 軽易な変更 -

平成 24 年 1 月

苫小牧港港湾管理者

苫小牧港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成19年9月苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成19年11月交通政策審議会第27回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成22年3月苫小牧港地方港湾審議会

の議を経た苫小牧港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目 次

変更理由	1
1 小型船だまり計画	2
2 土地造成及び土地利用計画	3
3 港湾の効率的な運営に関する事項について	4

## 変更理由

- 1 西港区汐見地区において、ポートサービス船の利用に対応するため、小型船だまり計画を変更する。
- 2 港湾利用やサービスの向上を図るため、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

## 1 小型船だまり計画

ポートサービス船の利用のため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### [ 小型船だまり計画 ]

#### 西港区汐見地区

##### 第1船だまり

泊地 水深4m 面積1ha [ 既設の変更計画 ]

水深3m 面積1ha (うち1ha既設)

[ 既設の変更計画 ]

防波堤 延長130m (うち130m既設)

[ 既設の変更計画 ]

物揚場 水深4m 延長 144m [ 新規計画 ]

埠頭用地 2ha (うち2ha既設) [ 既設の変更計画 ]

##### 既定計画

泊地 水深3m 面積2ha

防波堤 延長140m

埠頭用地 1ha

##### 第2船だまり

埠頭用地 1ha (うち1ha既設) [ 既設の変更計画 ]

##### 既定計画

埠頭用地 1ha

## 2 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

### (1) 土地利用計画

#### 西港区

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	海面処分 用地	合計
汐見	(9)	(22)	(1)	(24)	(55)
地区	9	22	2	24	57

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更にかかる区域についてのみ記述した。

### (2) 土地造成計画

#### 西港区

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	海面処分 用地	合計
汐見	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
地区	1	0	0	0	1

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更にかかる区域についてのみ記述した。

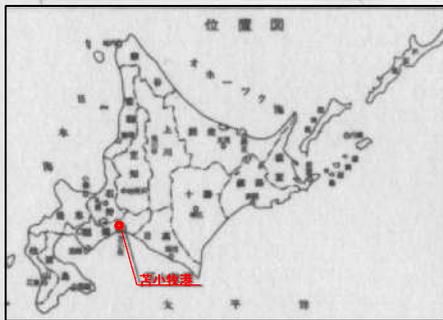
### 3 港湾の効率的な運営に関する事項について

苫小牧港において、港湾利用やサービス向上についての協議会等の積極的な活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

# 苫小牧港港湾計画位置図

汐見地区

東港区  
EASTERN DISTRICT



凡 例

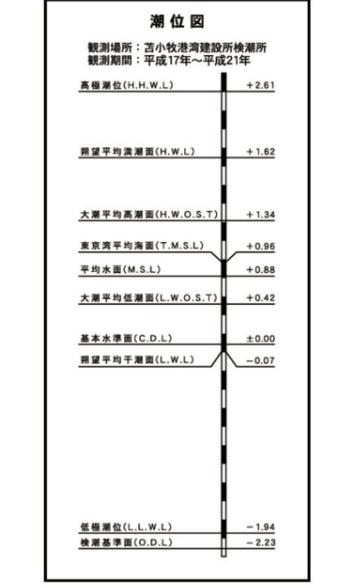
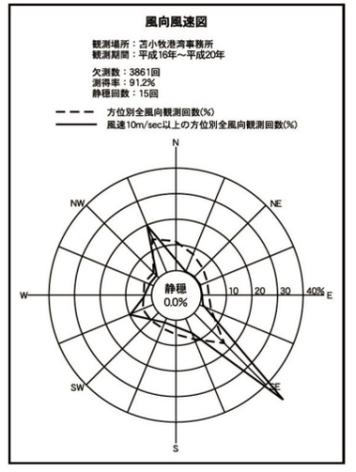
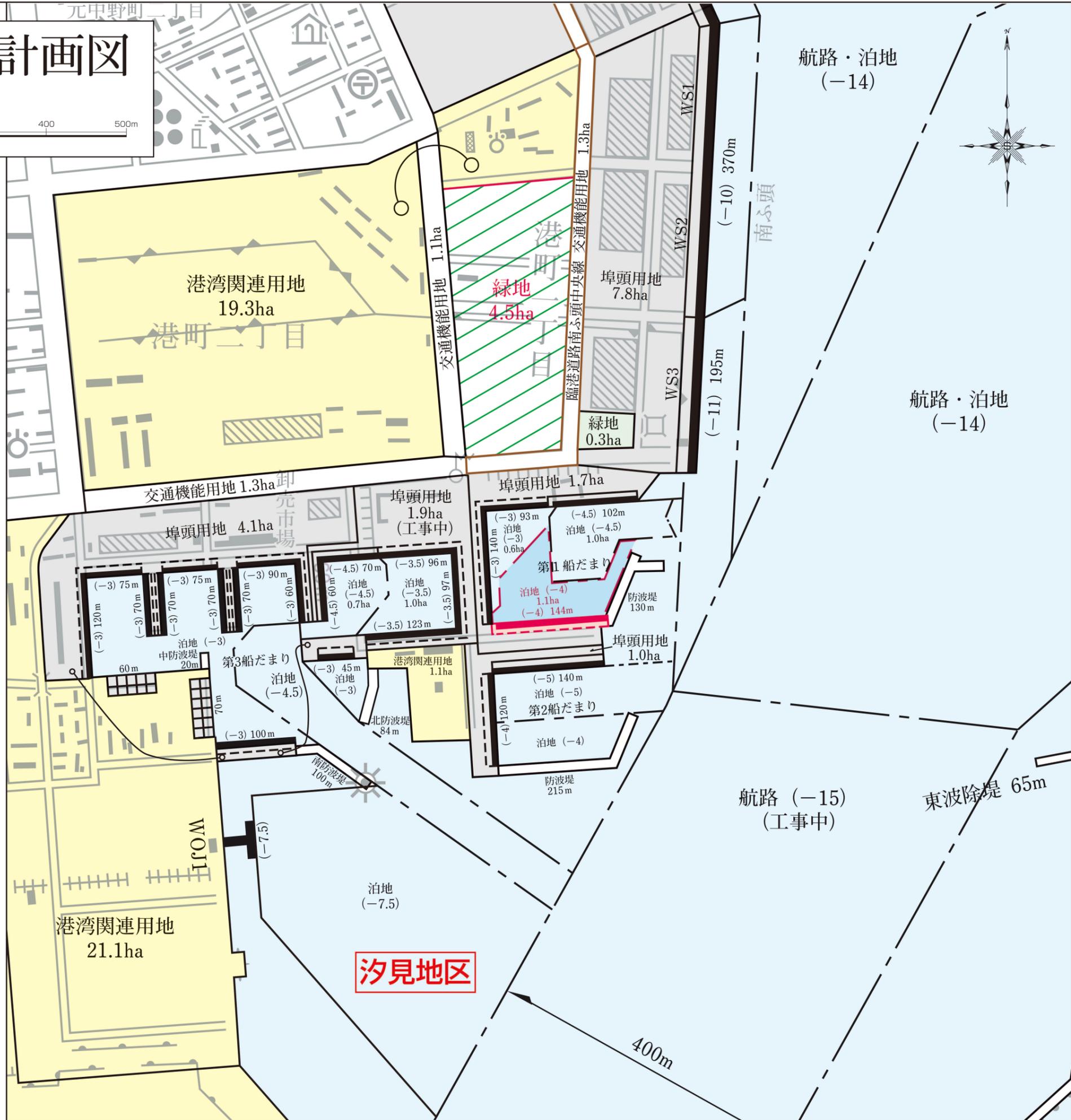
○ 計画変更箇所

1:100,000



# 苫小牧港港湾計画図

1 : 5,000



凡 例	
	航路・泊地 (今回計画)
	防波堤 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共物揚場 (今回計画)
	公共船揚場 (既設)
	ドルフィン (既設)
	埠頭用地 (今回計画)
	緑地 (既定計画)
	臨港道路 (既設)
	その他道路 (既設)
	その他の用地 (既定計画)